表面

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書

年　　　月　　　日

　　埼玉県知事

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

　家畜改良増殖法第25条の２第１項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家畜人工授精所の管理番号 | |  | | |
| 家畜人工授精所の名称及び所在地 | |  | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | | 変更後 | 変更年月日 |
| 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所 |  | |  |  |
| 家畜人工授精所の名称及び所在地 |  | |  |  |
| 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号 |  | |  |  |
| 家畜の種類及びその業務の別 |  | |  |  |
| 家畜人工授精所の構造、設備及び器具 |  | |  |  |
| 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所 |  | |  |  |

　備考

裏面

１　家畜の種類及びその業務の別の欄中、業務の別は次の区分により番号を記入すること。

　　　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務

　　　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務

　　　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

　　　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

　　　５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存